

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和2年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和2年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	2四議第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和2年8月17日(金)		
				会議時間	10時00分 ~ 12時15分		
出席委員	委 員 長 上 岡 正						
	副 委 員 長 川 渕 誠 司						
	委 員 白 木 一 嘉						
	委 員 平 野 正						
	委 員 谷 田 道 子			欠席委員			
	委 員 上 岡 真 一						
その他							
執行部出席者	高齢者支援課長	竹 田 哲 也		市民病院事務局長	原 憲 一		
	高齢者支援課長補佐	山 本 修		市民病院事務局次長	竹 本 志 郎		
	健康推進課長	渡 辺 和 博		教育長	徳 弘 純 一		
	健康推進課長補佐	竹 本 美 佳		学校教育課長	山 崎 寿 幸		
	子育て支援課長	武 田 安 仁		学校教育課長補佐	中 脇 弘 樹		
	子育て支援課長補佐	田 村 典 義					
	子育て支援課保育係長	宇都宮 朋 彦					
事務局	事務局長	西 澤 和 史					
	総務係長	武 内 直 樹					
記 録							
令和2年6月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●所管事項調査で、「第8期介護保険事業計画策定の進捗状況と高齢者の現状・課題等について」、高齢者支援課より説明を受けた。

【説明：竹田高齢者支援課長】

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年ごとに作成することが義務づけられている。現在、第7期の計画が進行しており、第7期は、平成30年度から今年度までの計画なので、来年度、令和3年度から令和5年度までが第8期計画となる。第8期の計画策定に当たり、令和元年の5月からと、令和2年の1月から、「在宅介護実態調査」と「介護予防、日常生活圏域ニーズ調査」を行った。この2つの調査は、計画策定にあたって国から調査を行うよう決められたもの。今年度は、7月に第1回目の介護保険事業計画運営協議会を開催した。この運営協議会の中で、計画の協議、検討、決定していく。第1回目の運営協議会では、計画策定の諮問、第8期計画の策定スケジュールの説明、調査の報告等を行った。今後は、8月から9月にかけて介護事業者を対象とした調査を実施する予定。内容としては、介護事業者の新設や廃止、転換といった意向があるかどうかの調査や、介護人材の実態調査を行いたいと考えている。国から、計画策定するにあたっての基本指針、将来の人口推計のツール、保険料算定に必要な諸係数が提示されるので、こうした国からの情報や指針等に基づいて、計画をこれから具体的に詰めていくことになる。10月と12月には、運営協議会を2回開催する予定で、計画素案を詰めていく。1月には計画素案についてのパブリックコメントを実施して、2月の第4回目の運営協議会で計画最終案という形になる。この段階で次期介護保険料が示されることとなる。3月に介護保険条例の改正を議会にお願いして決定され、最終的に公表という形になる予定。

国から示されている2つの調査のうち、まず、「在宅介護実態調査」については、家族介護の実態や、施設入所の検討状況、家族介護者の就労状況等の把握のために行っている。これは、認定調査をする際に、調査員が実際に自宅に出向いたときに調査をしている。「介護予防日常生活圏域ニーズ調査」は、高齢者の状態や、在宅生活を送る上での課題、今後の方向等について把握するため、これは市内に居住する65歳以上の方で、すでに介護認定を受けている方を除いた、比較的元気な方を対象としている。調査の分析結果で「介護が必要となった要因」は、8割の方が、今のところ介護や介助を必要としないと回答しているが、2割は必要と回答している。これら2割の方が介護が必要になった原因としては、高齢による衰弱が最も多く、続いて、骨折、転倒といったことが要因と分析している。次に「介護者の状況」としては、50代の割合は減り、60代、70代、80代の高齢者の方が高齢者を介護するというような状況が出ているのではないかとと思われる。また、介護者のうち44.5%の方が就労しながら介護しており、そのうち57.5%が、労働時間の調整や、休暇をとりながら仕事と介護の両立を図っているような状況。「介護者が不安に感じている点」で、最も不安を感じているのは、認知症への対応とのこと。

高齢化率は、令和2年4月1日現在で36%。令和元年の本市の35.6%は、全国よりは高い数字だが、高知県とは大体、似たような数字になっている。

第1号被保険者の認定率は、令和元年度は17.8%で、これは全国や高知県と比べると低い数字。令和2年7月1日現在が17.6%で、第7期の計画を立てた時は、18.5%と見込んでいたので、数字だけでみると元気な方が増えている状況。高齢化率は上がっているが、認定率は下がっていることの要因は分からないが、一定、介護予防の手だて等を行っていることで元気な高齢者の方が、増えているのではないかと考えられる。今後とも、介護予防事業、健康福祉委員会の取り組み、はつらつデイサービスといった事業を進めていきたい。

介護保険会計の収支状況は、実質収支が第6期の期間内はマイナスで進んでいたが、第7期については、30年度が3900万円程度、令和元年度が6400万円程度の黒字となっている。「介護給付費準備基金」の5月末時点の基金残高が、平成29年度末が1億4600万円に対し、令和2年度予算では、1億円ぐらいに積み増しをして、2億4900万円ぐら이의基金残高になる見込み。そういった状況もみながら介護保険料を幾らにするのか、必要なサービス量等を考慮しながら検討していきたい。

【質疑：白木委員】

介護認定率が低いということは非常にいいこと。第1期から第5期の間、健康福祉委員会ができたと思うが、健康福祉委員会がない時との比較は分かるか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

健康福祉委員会の前も、高齢者の方の談話室といったものもあったので、全くやっていないわけでは

く、そこから発展していった形のため、健康福祉委員会ができたから効果が出たというものではないと思われる。

【質疑：谷田委員】

高齢化率は令和元年は 35.6%、介護認定を受けている人が、第 1 号被保険者の場合 17.8%とのことだが、この 17.8%は実際に今、介護を受けている人の割合という理解でよいか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

介護サービスを受けるにあたって認定を取るの、認定を持っていても使っていない方もいるとは思いますが、大まかにはそのようなご理解でよいと思う。

【質疑：谷田委員】

コロナ禍の中で介護の利用を控える傾向が出てきているのではないかと思う。地域の中で高齢者が今までいろんな会に参加していたのを躊躇して自宅に籠っている、心配だというような声も聞いたりする。実際、コロナ禍の中で、介護のそういう実態の話は担当課には出てきていないか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

デイサービスをちょっと控えようかという方がいるとは聞いている。一定、コロナの患者も収まって通常に戻っているとは思いますが、また、全国的に出てきているので、控えようという方もいるかもしれない。特にコロナの関係で行かなくて困っているということは聞いていないが、例えば週に 3 回利用するのを 1 回にしようとか、ヘルパーが入るようになっていけど、ちょっと怖いから、やめておこうかなど。その代わりちょっと家族の方に負担がいつている場合もあるかと思うが、そういうケースもあるというのは聞いている。

【質疑：川渕副委員長】

第 8 期計画策定に係る主な作業のうち、「計画目標量の設定」とは具体的に、どういうことを差すか。2 点目に、高齢化率の全国と高知県で統計のとり方が違うということで、これは揃えた方がいいと思うがその理由と、四万十市の統計は、どちらに合わせて行っているのか。3 点目に、四万十市の介護施設の中でコロナが発生した場合に、その事業所をサポートする。例えば、別の介護施設がそこを引き受けるだとか、援助に行くとか、そういう取り決めみたいなものはできているか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

「計画目標量の設定」というのは、主に介護予防の事業等で、例えば、参加人数を幾らぐらいの目標にするとか、健康福祉委員会なら、何回やるとか、どれぐらい設立するとか、そういった目標になる。給付の方はそういった計画を立ててやるものではない。

2 点目の高齢化率の数字が異なるというのは、本市の計画を策定する時は、できれば直近の数字を使いたいので 10 月 1 日や、9 月末時点の数字を使っている。全国、高知県の数字はそれではなく、「見える化システム」という、全国の数字が見られる国のシステムがあるが、そのシステムから参考に引っ張ってきた。この数字は、年度末時点の数字になっていると思う。また分母が、本市は住基人口を使用しているが、国勢調査の人口を使っていたりして数字が異なる。比較して掲載した方が、現状がわかりやすいかと思い、国、県のデータを記載した。

3 点目のコロナで介護施設が利用できなくなった場合にどうするかということについては、仕組みづくりまではまだできていない。しかし、そういった形で連携するように事業者間で話し合いをしているところもあるようで、事業者からも市に提案をいただいている。どういうふうにできるかということのを今考えてもらっているの、それをもとに話し合いをしたいと考えている。数日前に、新聞で県の方が主導で、応援の人をやりくりするようなものを検討していると載っていたが、やはり市だけでは難しく、県が主導的に県全域でそういう応援体制を作ってもらおうというのが必要でないかと思うので、県の方に要望をしていきたい。

【質疑：谷田委員】

介護保険料は今度、第 8 期を目指して設定されると思うが、今、9 段階になって、1 から 5 段階までは何らかの非課税世帯だと思う。この世帯が介護保険の滞納者も多い階層になるかと思う。基金がどのくらい積み立てられるかわからないが、それも取り崩しながら、低所得 1 から 5 の段階の介護保険料を抑えていく方向でぜひ検討していただきたい

【答弁：竹田高齢者支援課長】

介護保険料は 9 段階で、5 段階の真ん中のところをまず決めて、そこから第 4 段階は何%とか率が決まっている。本市だけ独自に第 1 段階を極端に下げるとかいうのは難しいが、真ん中のところをできるだけ抑えるということで、負担を軽減するという形になると思う。基金があれば、一定取り崩すことも必要だが、ゼロになっては困るので、できるだけ負担のないような形ではと考えている。

【質疑：上岡委員長】

1 点目に、8 期の計画を立てる運営協議会の人数とメンバーを教えてください。2 点目に、介護認定の申請があって、どれぐらいで決定するのか。父親が1月に申請して5月下旬に亡くなったが、亡くなる寸前に決定がおりたという状況があった。それは余りにも長過ぎはしないか。せめて、1ヶ月ぐらいで決定してくれたら。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

運営協議会は現在 12 名の委員で構成している。メンバーは、関係団体の代表者、市民の代表者、関係行政機関の職員で市の職員も入っている。市の職員は福祉事務所長と健康推進課長。市民代表としては区長会の会長、関係団体としては社協の会長、医師会とか、そういった構成になっている。2 点目の介護認定について、認定の申請が出て必要なのが、医師の意見書というもの。医師から意見書をもらうのがどのぐらいでできるかということと、実際にその方の所に出向いて認定調査を行う。それでどの度合いかというのを決めて、次に審査会を開く。その審査会に専門職が集まって審査会にかけてということなので、急げば、1ヶ月ぐらいではできると思う。委員長が言われた、時間がかかったのはなぜかというのとは分からない。認定調査会は月に中村地域 5 回、西土佐地域 1 回開いているので、どこかには入ってこれると思う。

※他に質疑なく終了。

●次に、引き続き所管事項調査で「教職員の勤務状況について」、学校教育課より説明を受けた。

【説明：山崎学校教育課長】

今年は4月7日に始業式、入学式を行い1学期がスタートしたが、コロナの関係で、4月13日から5月8日まで、平日で言うと16日間の臨時休業を余儀なくされた。一定、状況が改善をされて5月11日から一学期の授業が再開されている状況。職員の勤務状況については、時間外の勤務時間数が一つの指標になるかと思う。令和2年4月から6月までの時間外の時間数は、4月、5月については、臨時休業だったので45時間を超える職員、教職員は少なかった。平常に稼働し始めた令和2年6月になると、小学校で45時間以上超えた者が113人(49.8%)、60時間以上になった者は、この内63人。中学校は86人(59.3%)、60時間以上はこの内58人。実際5月については、1学期が始まっていたものの、一部臨時休業があり、またゴールデンウィークもあったので、ある程度目安になる指標は6月になると考えている。この45時間以上、60時間以上については、毎月市に報告をしてもらっている。これは、令和2年4月に施行された、改正給特法、「公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づいて、文部科学大臣が「教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定めたことにより、市教育委員会は、在校等時間の上限等を定め月45時間を一つの目安としている。特別な事情がある場合については、年間720時間を上限に定めるので、720時間を12で割った60時間を目安としている。

令和2年4月から施行されていることから、去年までとは違う時間数で報告を受けている。去年までは、80時間以上と100時間以上で報告を受けていて、この基準は、労働安全衛生法に基づく「長時間労働者への面接指導の基準時間」であった。

2 点目に、小中学校における教職員の休暇取得率をもう一つの指標とした。平成 29 年度の休暇取得率について、小学校では、全体の付与数に対して取得した割合が 31.5%、中学校では 32.2%。平成 30 年度は、小学校 32.3%、中学校 26.9% というような状況。働き方改革が求められており、四万十市全体の取り組みとして、それぞれの学校教職員の勤務に対して改善ができるような形で時間数等が削減できる形で進めている。取り組みの 1 点目は、定時退校日の設定で、週に 1 回、または月に 2 回程度、できれば 18 時まで、遅くても 19 時までを目安に、学校ごとに退校する日を設定している。2 点目に最終退校時刻の設定で、日々の最終退校の時刻をできれば 20 時まで、遅くても 21 時までを目安に、各学校ごとに設定をしていくもの。3 点目に部活動ガイドラインの充実で、部活動の時間は平日 2 時間、休日等については 3 時間までという部活動の休養日も設け、原則として毎週水曜日、土日は 1 日、どちらかを休むという設定している。また大会等の参加については月 2 回程度以内。また、夏季休業中における学校閉庁日の設定ということで、県の教育委員会が研修を実施しない期間として 8 月 9 日から 15 日までと定めているが、これに合わせて、市も研修日等を設定せずに、各学校等への連絡窓口を市教育委員会が行うことで、学校を閉庁して教職員の休暇取得の促進を図っていくという取り組みを全市的に行って

いく。その他の働き方改革の推進にかかる業務は、指定事業として事務職員の加配をする取り組みを行っているが、平成 29 年度、30 年度においては、中村中学校で事務職員を加配して、改革推進の事業を進めており、令和元年、2 年においては、共同学校事務室における働き方改善実践事業ということで事務支援室に事務職員を加配して取り組みを進めている。これらのことでコロナについては、各学校で消毒等、業務が少しずつ増えてきており、それらに対応するものとして、先日の臨時会でも予算をお願いをした、放課後の学習支援員や校務の支援員についても 2 学期から加配をすることで先生方の業務軽減が少しでも図れればと考えている。

【質疑：上岡真一委員】

各教職員の最終退校時間について、紙ベースによる自己申請で行っているか。

【答弁：山崎学校教育課長】

タイムカードを各学校で整備しており、それに基づき各時間の報告を毎月受けている

【質疑：川渕副委員長】

基本的に勤務時間からすれば、最終退校時間が 20 時というのは相当遅い。「遅くとも 21 時」でまた更に遅くなっているが、これをもっと早い時間に定めないと恒常的な残業というのはずっと続くのではないか。教育民生常任委員会で 7 月に南小学校を訪問した時に、校長が、残業を減らしたい努力をしているがなかなか減らないという話あった。最終退校時刻が 20 時とか 21 時という設定のままでは、絶対減っていないんじゃないか。これをもう少し見直すということは今後考えないか。

【答弁：徳弘教育長】

最初は平成 29 年の 1 月から試行を始めて、30 年の 4 月から本格的にこういう方針を出している。最初はあまり縛りを設けずに進めていき、徐々に改善を加えながら行っている。実態調査をしながら昨年度からは 21 時には四万十市の学校は消灯して、施錠して帰るよという形ではっきりと「21 時」という線を出して、今現在、各月の報告を見ているところである。実施状況を見ながら、学校に応じて 30 分でも 1 時間でも早くできるのであれば、最終退校時刻を繰り上げて、先生方が早く帰れるよという働きかけをしている。夏と冬については、例えば中学校の部活動でも時間の設定が違うので、冬には最終退校時刻を早めたりするような試みをするよにと、学校での取り組みを促している。

※他に質疑なく終了。

●次に所管事項の報告に移り、最初に健康推進課から「令和 2 年度脳ドック検診費用助成事業について」報告を受けた。

【報告：渡辺健康推進課長】

令和 2 年度の脳ドック検診については、予算上は 150 人で、市民病院への受診希望者は今年度 121 名。市民病院以外の受診希望者 10 名分を予算計上していたが、これに対し希望者が 3 名で、現在 124 名の希望者となっている。新型コロナの影響で、4 月、5 月については医療機関の出入りも控えるということで、事業開始の延期をさせていただいていた。6 月になりコロナも落ち着いてきたので、事業の開始を市民病院と調整したところ、市民病院の脳外科の先生がお 2 人いらっしゃるが、お 1 人の方が体調がすぐれず、現在も病気療養中という状態。今年度 100 名越えの方の脳ドックをすることになるので、見通しについて市民病院と協議をしたところ、先日、令和 2 年度については事業ができないと病院の方から回答をいただいた。健康推進課としては脳ドックの受診希望者がいらっしゃるの、今年度については市民病院以外でも、脳ドックが受けられるように、取り扱いの変更をさせていただきたく、9 月補正予算で計上させていただいている。

【質疑：谷田委員】

市民病院の脳ドックはすごく評判いい。今後の見通しはどのような形になるか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

令和 2 年度についてはもうできないということで、市民病院から回答いただいている。今現在の見通しで言うと、令和 3 年度に引き継ぎできるのかどうかということがちょっと微妙な状況と、先生の病気の見通しも市民病院の方ではついていないということなので、令和 3 年度の予算前にもう一度病院と協議をして、予算を計上するのか、補助金の形にするのかという見通しをつけたいと考えている。

【質疑：上岡委員長】

市民病院では、先生が 1 人病気だからできないと。他に、市内で脳ドックができる病院があるのか。なければその時には高知まで行かなければならないと。そういう中で 9 月補正で予算を組み換えて、量

としては仮に 100 人ぐらい毎年希望があった時に、その辺の影響についてどのように考えているか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

市内には、市民病院以外に脳ドック検診を実施できる医療機関はないと承知をしている。高知に行かなければならなくなった場合については、今年の見通しも含めて、かなり人数的には限られてくるのではないかと考えている。

【質疑：上岡委員長】

その時に、幡多けんみん病院でもできると思うが、けんみんが一杯で受け入れできず、高知まで行かなくてはいけない場合の補助の出し方について。市民病院で 100%実施していたものを、行政の都合で高知まで行かなくては受けられなという中で 9 月補正で補助金に組み替えるという。例えば旅費の上積みをするのか、具体的にどのように考えているか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

9 月補正については、市民病院で受診を希望されておられた方の受診に対する費用を補助金の方に持っていくということで、旅費の上乗せは現段階では検討していない。

【質疑：上岡委員長】

市が雇った医者が、まあ病気はしょうがないことだが、そのことによって市民に負担を、要は健康になってもらいたいから脳ドックを行っている訳で。高知に行くようになれば人数的に少なくなるという見通しが立っている。なぜ少なくなるかと思ったら遠いから。脳ドックの費用については一緒だが、行く日にちが半日で済むのと 1 日かかると。旅費がかかるのでその手当はすべきと思うが、今の説明ではそれは考えてないということだが、補正までに再考の余地がないのか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

そのような旅費をどういうふうに計上するのが難しいし、今のタイミングで財政課の方に話をして修正がかかるものかどうか分からないので、財政課の方に相談したい。

【質疑：白木委員】

今までこの脳ドックを既に利用された方は大体年間 150 人に実施年数をかけたら分かるが、毎年、枠に入らなかった方達は翌年度にずっと繰り越していると思うが、どのくらいいるか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

助成対象者数は、昨年 170 人から今年 150 人。現在申し込み数が、150 人に対して 121 名ということで今年は予算の枠以内で収まっている。これは令和元年度も同じような状況で、一定脳ドックの人气が少し下がっている。市民病院の脳ドックでいうと、2 年連続で脳ドックを希望される方がいても、その方については、ご遠慮していただくという仕組みで運用している。

【質疑：白木委員】

そうすると、例えば 2 年連続は駄目で、3 年ほど前に受けた方が、2 回目とか 3 回目とか、そういう方はいるのか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

2 年連続は駄目だが、希望があって、抽選される場合もあるが、その枠に収まれば助成の対象という運用を続けている。

【質疑：白木委員】

2 年連続は駄目なんだけども、3 年無理とか 4 年無理とかいう人は何人かいることは把握ができていて、例えば、ある年ではどれぐらいの方が抽選から漏れているのか伺いたい。

【答弁：渡辺健康推進課長】

詳しい資料が手元にないので後で報告をさせていただきたい。

※他に質疑なく終了。

●次に、子育て支援課から「公私連携幼保連携型認定こども園整備について」報告を受けた。

【報告：武田子育て支援課長】

まず、進捗状況及び今後の計画について、これはすべてひかり会で進めているが、令和 2 年 4 月 30 日に実施設計管理業務の委託を行って、現在、8 月 21 日の入札に向けて準備をしている。その後の計画は、早ければ 8 月下旬、遅くとも 9 月上旬には工事を着工し、現在の竣工見込みを 2 月末としている。

次に、市補助金の見込み額等については、予算ベースで約 1,000 万円の不要額が生じる見込みとなっている。財源内訳については、補助率がかさ上げになった関係で、国が約 4,800 万円増え、市が 4,800

万円程度減る見込み。具体的には、まず該当する補助金については3つ活用しており、「保育所等整備交付金」、これが保育所機能部分の整備をするもの。次に、「高知県認定こども園施設整備費補助金」、これは幼稚園部分の、施設整備に要する補助金。3つ目が「高知県保育所幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金」、これについては、津波浸水予想区域から区域外への移転等に対する補助金で、以上3つを活用している。

1つ目の「保育所等整備交付金」について、補助率が当初は国が2分の1の負担率だったが、3分の2にかさ上げになっている。これは国と県合わせて、4分の3を補助するという事になっている。一方、市は4分の1から12分の1に負担率が下がるということになる。

次に2つ目の認定こども園、幼稚園部分の補助金については、負担率は当初から変更ないが、当初予算では、対象外経費等も精査がまだできない状態であったので総事業費ベースで予算を組んでいたが、現在、補助対象外経費を精査して補助決定を受けているので、その対象外経費を精査したことによる減になる。それぞれ、国が約60万円、市が30万円不要になる見込み。

3つ目の、「保育所幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金」は、県の単独補助金。この補助金の算出に当たっては、まず、県要綱等に基づく、高台移転施設整備事業補助金を算出する。その算出された額から、国の交付金等の高台移転見合い分を差し引いた額が県から交付される。国の負担率が上がって国交付金等が増えたので、県の単独事業の補助金が減ることになる。その額が約900万円で、歳出予算ベースで本日現在約1,000万程度の不要額となる見込み。

国の負担割合変更の理由については、国の整備交付金の負担割合は、子育て安心プラン、これは国の待機児童解消に向けた計画だが、それに基づく市の実施計画が採択になった場合には、2分の1から3分の2に引き上げられることになっており、本市においても、当該認定こども園整備事業等により待機児童の解消を図るとした子育て安心プランを年度末に作成してその採択を受けたので今回、国の交付率が上がった。

現在の課題とその対応案について、まず課題として一つ目は、「用地の東側の隣接地との越境、非越境の解消」。この越境、非越境とは、境界から民地の部分が市有地側に占有している部分と、逆に、市のフェンスの支えが隣地に1ヶ所占有している部分がある。そのような状況が購入した当初からあった。平成28年度の土地購入当初から課題であり、平成30年12月から地権者と協議を重ねている。そうした中で本年6月にはひかり会の東側境界付近の土地利用計画、これは地元とのいろんな意見交換もあり、最終的な計画が確定したことから、その内容等も踏まえて具体的な協議を進めてきた。その結果、既存擁壁に影響が出ない範囲で、その擁壁から市有地側に、新たな境界をひかり会が設ける、擁壁を作るということになったので、その擁壁部分を新たな境界として、現境界との差分を売却するというもの。

(※以下、資料1を用いて説明)

中央が今の保育所用地の平面図。上側が北側、中村中学校側、下側が南、市民病院側。その右側、東側に色付けした部分がある。紫の一番右のラインが現境界となる。これは北側の道路との境界の付近、南側の道路との境界付近に、境界杭がまだ残っている。その境界杭を結んだ線が紫のラインになる。それから、真ん中に茶色い部分が既存の擁壁。この既存の擁壁の上には、ほとんど錆びているがフェンスが建っている。この既存の擁壁の茶色の部分と、紫の現境界部分の間、すこし北側に行くにつれて、面積が広がっているが、この緑の斜線の部分について、民地が市有地側に越境している部分ということになる。また、市が越境している部分は、フェンスの支えが民地側に1ヶ所出ている部分があるが、それがこの図面では、下の方の32-1という数字の横あたりに1ヶ所、約45cmから50cmぐらい越境している。それから、茶色の既存の擁壁、上から見た構造で示しているが、真ん中のポイント2あたりから構造が変わっている。これについてはその上に断面で示しているが、上側のポイント1からポイント2までの断面がL型の擁壁になっており、掘ってみると下側に約11cmぐらい市有地側に出ている部分がある。このポイント2を境にしてポイント3までは、直壁、このL字の部分がない構造となっている。それを上から見た図面がその茶色い部分で示しているということでご理解いただきたい。

この擁壁はかなり老朽化している。土止めとして機能を果たしていけるのかどうか。そういったものも分からないような構造となっているが、ひかり会としては、この既存の擁壁の上に新しいフェンスを作るのはやめて、既存の擁壁の市有地側に新しい擁壁を作った上で、その擁壁の上にフェンスを立てるという計画に確定した。それを踏まえ、東側の地権者の方等と協議したところ、既存の擁壁について、東側を境とするというような案も当然あった。ただそうなってくると、新しいひかり会が作る擁壁、図の赤い部分から既存の擁壁の東側まで、何も利用価値がない、デッドスペースができてしまう。かつ、既存の擁壁部分が老朽化しているので、そういった危険なものを市が管理していく必要が出てくる。そういったことも総合的に考えて、この既存の擁壁の内側の新しくひかり会が作る擁壁を新しい境にする

ということで、現在協議を進めている。地権者もご理解いただいている。

平米あたりの売買価格、市がこの土地を購入した価格を元に算出した額、これが3万8,939円になり、この平米あたりの額で売却することで地権者の合意は得られている。現在進めているのが、現境界の再確認と、新たな境界の確定のために、現在測量等行っている段階。

次に、地中障害物コンクリート杭への対応について、実施設計中に、地中に障害物、前の建物のコンクリート杭が残地されていること、また、当該障害物が、現在設計中の基礎に、あくまでも図面上、7本干渉する可能性があることが判明した。ひかり会と設計業者、市の三者で、対応について検討をした結果、干渉する杭、7本すべて撤去するというようにした。

(※以下、資料2を用いて説明)

赤い点で示しているが、前の建物のコンクリート杭、現在残っている杭となる。これは土地を購入した際に、日本たばこ産業株式会社の方で建物を取り壊した際に作った図面ということで市がいただいている。その図面をもとに、現在の設計書と重ねたものだが、その赤い点、残っている杭は径が約40cm、長さが約12m。地表から約1.5mから2mぐらいから、12m下までであると図面上なっている。その上に、実施設計の基礎を重ねてみた。それが黒い正方形に近いものであったり、長方形になっていたりするものがあるが、それが基礎の部分。またその中に書かれている丸、2ヶ所から6ヶ所、六方までであるのが新しいコンクリートを支える杭。赤い現在残っている杭と干渉する部分が、青い丸で囲んでいるが、図面上では、約7本干渉する可能性がある。

この地中障害物の存在については、平成28年度に市が日本たばこ産業株式会社から土地を購入した際に、しっかり説明を受けており、把握していたものである。そういったことから、プロポーザルの段階や基本設計の段階、遅くとも実施設計前までにひかり会に情報提供を行うべきものであった。市の事務的な手続きに不備があったことで生じた課題であるということを市が判断して、当該杭の撤去費用については市が行うということにさせていただいた。まず、事務手続き上の不備により、このような課題が生じていることに対し、深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。その負担方法については、杭の撤去工事を、市が別途発注するという事になると、工期的な問題や費用等も別に諸経費がかかり、高くなる可能性があるので、総合的に勘案して、市による直接工事とはせず、ひかり会において、ひかり会が行う建築工事の中の基礎工事等と一体的に施工していただくということにして、その杭の撤去費用分のみ市が、ひかり会に補助金として交付するという方法を考えている。先ほど説明した、市の不用額見込み、今日現在で、1000万円弱あるが、それを活用して、その撤去については、ひかり会に補助金として支出するという事を考えている。仮に7本干渉するという事になったら、設計業者の見積もりによると約800万円かかるという試算が出ている。そういう状況も踏まえ、干渉する可能性のある杭の正確な位置を市の方で把握して、工事を着工する前、8月下旬から9月上旬の予定だが、園舎の位置を変更することができるかできないか、それについて、現在、ひかり会と協議を進めているところで、市では、杭の位置をまず確認している。その結果、大きく1m、2mということは到底無理だと思う。ただ、その結果1本でも2本でも避けられると、というようなことで、例えばの話だが何十cmか園舎の位置を南へずらすことが可能であれば、工事発注までに新しく動かした計画で、工事に着手していただくということについて、現在検討しているところである。それによって、結果的に動かすことができないということになったら、施工の中で業者に確認していただきながら、どうしても撤去しないとイケない分については、撤去すると。その費用は市が補助金として負担させていただくが、できるだけ影響が少ないように今、検討を行うという段階である。

これまでの経過を再度説明させていただくと、まず土地の購入は平成28年10月18日に契約をしているが、その段階からこの地中障害物の存在については、しっかり記載されていた。令和元年9月30日にプロポーザルを実施した。その後、市の方で、そういった課題について失念していたこともあり、ひかり会には情報提供ができないまま事業が進んでいった。そういった中で、6月15日に、この事業については市の技術職員の助言をいただきながら事業を推進しているが、その職員から、既存のコンクリート杭の干渉をする可能性がある旨の指摘があった。同日、ひかり会が発注している設計事務所に情報提供をして、設計事務所の方でも対応を検討していただいた。その結果、7月10日に設計事務所から連絡があり、干渉する可能性のある7本については、もう撤去する方向で考えたいとのこと。その見積もりは約800万円ということであった。撤去しかないという結論に至った理由は、まず、それを活かす工法はもう難しい。昔の杭なので強度的なものが不明なこと。そこから突き出したりするようなことはまずできない。それから、現位置のままコンクリート杭をすべて避けるとなると、部屋の配置とか基礎の位置等、大幅に図面を変更する必要があるが、工期等から考えて、そういった大幅な設計変更は困難ということで、もう撤去しかないということで決定した。7月20日に、費用負担とか撤去工事をどの

ような方向で行うかについて、ひかり会と協議を行った。その中で、ひかり会の方で建築工事と一体的に行っていただく方が経費的にも安く、工期もできるだけ早く確保できるということから、ひかり会に具体的にやってもらうことを確認した。関係課、市長、副市長との協議を庁内で行い、補助金で負担させていただくということで決定した。7月30日に、市議会の議長と当委員会の上岡委員長、川淵副委員長に当該対応等について、一度説明させていただいた。8月に、できるだけ影響がない形で工事を発注できることについて、ひかり会と検討を開始した。

現在、市の方で全部の杭の位置を確認することはできない。土地の問題や工事に影響してくるので、数ヶ所選定して、JTからもらった図面と整合性について今、確認をしている段階である。それがあんまりズレていると、現在の建物を動かすほどのリスクがあるので、今いただいている図面どおりということになったら、どれだけ動かせるかということ、ひかり会と調整していくということにしている。

【質疑：白木委員】

執行部から謝罪があって当然だと思うが、確かに、平成28年、4年ほど前の時のそういった記載があったということについては、本当にこれは残念なことだが、今の説明を聞いて最も良い方法を協議してもらいたい。それしかない。

【答弁：武田子育て支援課長】

ご指摘の通り。できるだけ、市の負担、補助金、市民の税金なので、負担が少なく済むような方法をひかり会としっかり協議しながら進めていきたいと考えている。

【質疑：上岡委員長】

既存杭7本干渉するとのことで、今現在、市の方で、杭の位置を確かめているという話だが、結果は出たのか。

【答弁：武田子育て支援課長】

市の方で現地4ヶ所を掘って、業者に測量をお願いして間もなくその結果が出る段階。

【質疑：上岡委員長】

今、4ヶ所掘って結果が出ていない。図面があるので簡単だと思うが。ただ、7本で1本100万円以上かかる。この図面、上が北側とすれば、北から住民との話し合いで5m開けないといけないとか、いろんな条件が園舎について制約があることは承知している。図面は縮尺が150分の1という縮尺内容で、これが合っていれば、5本はこのまま正しかつたとして。基礎を仮に西に2m動かしたら、2本で済む。北は動かさずに。机上での見た感じだけでも。ひかり会が発注したのに補助金として出すという話し合いが進んでるようだが、設計上の時に知らせなかったことをおかしいと責任追及しても仕方ない話なので、これから先はひかり会に影響かけてはいけないし、難しいところはあるが。たまたま4600㎡もある所なので、2m西にずらしたら、5本は撤去しなくて済むが。

【答弁：武田子育て支援課長】

ひかり会とどれだけ動かせるかについてもいろいろと意見交換を行い、その中で、まずは現在の計画の園庭等の有効活用という部分も当然ある。建築確認上、例えば何mも東西に動いた場合に再申請が必要になってきたりする場合もあると聞いている。そうなると変更が必要になってくるかと思うので、スケジュール的なことも総合的に考えながら検討していきたい。

【質疑：上岡委員長】

私が今言ったことは分かるか。西に2m動かしたら、かかるやつは、西から2番目の1番初めの黒丸、3個、杭の位置を示しているけどそれはどうしようもない。それから、青丸でいうと、東から2個目のその2本はもうどうしようもないけど、あとは皆、西に2m動かしたらクリアできると思う、この図面が正しければ。初めから分かっていたら建築確認を、当たらないようにそれを条件にひかり会に受けらせる時の条件にしておけば何ら問題なかった。できるだけこうなると、今の建築確認の変更もあるかもしれないと言っているが、あるかないかを確かめて、できるだけ失敗を最小限にとどめていただきたい。

※他に質疑なく終了。

●次に、市民病院事務局から、「泌尿器科の診療体制の変更について」報告を受けた。

【報告：原市民病院事務局長】

市民病院の泌尿器科については、平成30年度末をもって定年退職された中尾医師が、その後も引き続き、非常勤医師として、診療を行っていただいているが、9月25日の診察を最後に、自宅のある京都市に帰られることになった。その後については、来月、9月4日から高知大学泌尿器科より非常勤医師

の派遣が受けられることとなっている。ただし、非常勤医師の派遣なので、週1回金曜日の診察ということとなる。患者さんには大変ご不便をおかけするが、中尾医師が診ていただいていた患者のうち、入院の可能性のあるような、比較的重い症状の方は、けんみん病院等を紹介して対応している。

【質疑：上岡委員長】

先ほどの調査でも脳外科の先生が長期の病気休暇であると説明を受けた。今、泌尿器科の先生が辞められて、週1回、非常勤医師が来てくれるということが分かった。他にはそのような心配ないか。

【答弁：原市民病院事務局長】

常勤医師が非常に高齢化している。新しい医師の招へいについても、新しい研修制度、それから、新しい専門医研修の制度等もあり、指導医がいなければなかなか選ばれないというような状況にもなっている。現実的にはかなり今厳しい状況。今いる医師が大丈夫なのかということについて、今、説明した中尾医師以外に確定的な退職の希望というのは今のところはない。ただ、非常に高齢化しているので、10年の単位で今の体制が大丈夫かということ、そういうことは絶対ないと思う

※他に質疑なく終了。

●引き続き市民病院事務局から、「病院情報システム導入の延期について」報告を受けた。

【報告：原市民病院事務局長】

今年度の主要事業概要にも掲載しているが、オーダリングシステムと医事会計システムを更新し、電子カルテシステムとする予定としていた。公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定すべく、4月に公告を行い、5者より参加申込書が提出された。しかしその後、企画提案書提出前に、既存ベンダー、今のシステムの納入業者、以外の4者から辞退の申し出があった。理由はいずれも実施要領で示した、提案上限額に収めることができないというものであった。これを受け、既存ベンダーを呼んで事情も聞いた上で、プロポーザル方式の本来の目的である複数の比較検討ができないということとなったことから、今回のプロポーザルは中止することとした。対応としては、所要予算について、9月議会において減額補正することとし、同時にシステム購入費用を限度額とする令和3年度の債務負担を設定し、議決を受けた上で、再度公募型プロポーザルをやり直し、今年度中に契約候補者を選定し、来年度当初に契約を行う予定。秋口までの稼働を目指して準備等進めていくこととしている。今回の原因としては、既存ベンダーの見積りにより、当初予算も計上していたが、初期費用を抑える観点から、自院にサーバーを置かない、クラウド方式での内容としていた。あわせて、栄養、検査、画像等の周辺の部門システムについて、そのまま使用し、導入システムとの連携を行うことを条件としていた。意図した訳ではないが、クラウド方式に対応できない業者は初期費用が高額になる院内にサーバーを設置する、コンペ方式と言うが、その方式での提案にならざるを得ない。また、既存の部門システムについては、何種類かあるうちの幾つかは、既存ベンダー自体の製品である分も含まれており、新規参入する業者の場合は、その連携に多額の費用が発生するという事となったのが原因であった。再度のプロポーザルにおいては、提案上限額について、既存ベンダーを含む、複数の業者からオンプレ方式での見積もり書を取る。それぞれの見積額を参考に設定をすることとし、既存の部門システムとの連携については、既存システムの仕様も含め、同等の機能を有する新規システムの入替えも認めることとする対応に仕様書を改める予定。9月議会に提案する補正予算での債務負担行為の限度額は1億4,984万円とする予定。これは当初予算額に比べ、4,000万円あまりの増額となる。増額の理由は、クラウド方式からオンプレ方式での積算としたため。初期費用が安価なクラウド方式だが、実は毎年サーバー使用料が発生し、後年度のランニングコストは増額する。プロポーザル方式における審査基準において、価格評価については初年度導入経費を含め、7年間の保守料も審査対象となる。後年負担も考慮した、より有利な提案をした業者が、高い配点が得られるべきものとなっており、そういう総合的な判断を行うためにも、複数業者が提案することが可能な提案上限額とする必要がある。財源については、国保特別調整交付金を活用する予定。限度額4,000万円であるが、条件として、12月末までに支払いを完了しておく必要があるため、今年度は間に合わない。令和3年度の契約において導入させていただきたい。なお、導入額との差額については、全額公営企業債を活用する予定。これまでの取り組みは、先進地視察等を経て、4月10日に公告。その後、新型コロナウイルスの感染拡大による影響によって、スケジュール延期を行った。その間、5月18日から6月1日の間に、4事業者が辞退した。これを受け、市長と今後対応について協議。それから院内の審査委員会において、今回のプロポーザルの一旦中止を決定し、各事業者に通知をした。今後の取り組みについては、8月下旬に、第3回プロポーザル審査委員会を開き、今後の予定に

ついて検討し、本年度中に、優先交渉者の選定を行う予定としている。

【質疑：平野委員】

5者あったのが4者この額ではできないと退いたが、そういうことはなってみないと分からないものだろうか。

【答弁：原市民病院事務局長】

今のベンダーは富士通だが、けんみん病院とか他の公立病院も多く採用されており、ベンダーとしては信頼できるシステムである。自院に入っているということもあって、その業者からしか見積りを取らずに、当初予算の設定をしたということが、そもそも今回の事態を招いたということになるので、そこは反省すべき点であったと思う。ちなみに当院と同規模の高北病院の2013年の導入、予算額等を問い合わせたところ1億6,000万円であった。今回、2年度の当初予算に計上した、1億1,000万円足らずという金額は多分、新規参入する業者から言えば、ちょっと厳しすぎた数字になったのかと思う。

【意見：平野委員】

こういうことがあるので、そこのあたり慎重に対応していただきたい。

※他に質疑なく終了。

●次に学校教育課から、「中村西中学校の大規模改修について」報告を受けた。

【報告：山崎学校教育課長】

中村西中学校については、昭和60年度の開校で築35年ほど経過している。現在、学校再編を進めている中、令和4年4月からは、中筋中学校と東中筋中学校、八東中学校の生徒が中村西中学校の方に再編されるという予定で現在進んでいる。これらに合わせて大規模改造を現在進めており、中村西中学校の校舎については、昨年度、実施設計が完了している。それに基づき本年度は、まず工事に先立ち、10月から使用する仮設校舎の建築を現在進めている。10月から使用するというので、この夏休み等を使って建設を進めている。その後、建築、電気、機械、3つの工事に分けてそれぞれ進めていくという予定。すでに建築については入札が終わっており、この9月議会で契約議案を上程させていただく予定になっている。また、電気、機械については9月4日に入札をさせていただく予定で、機械は、入札の結果次第では追加議案で、9月議会の方に上程をさせていただくという可能性もある。工事は、来年度の令和3年7月末、1学期の終わりをめどに工期を設けており、その後、引っ越しをして令和3年8月からは新しい校舎の使用ができる予定としている。それに合わせて、リースをしている仮設校舎の解体を進める。仮設校舎の設置場所は、現在の体育館の東側になる校庭西隅の野球をしている所に現在建築中。

主な工事概要としては、建築主体工事は、内装材の撤去と改修ということで、打ち立て部等の取りかえや、教室内の壁の木質化、外壁の塗装のやり替え、屋上の防水の改修。それから、トイレの乾式化改修と多目的トイレを各階設置する。乾式化とは、タイル等、水を流す方法の床ではなくて市役所のような靴でそのまま入れるようなトイレのこと。電気設備工事は、配線等のやりかえ、電灯コンセント設備の更新、照明器具のLED化、高圧の受電設備、キュービクルの更新ということが主なものになってくる。機械設備工事は、給排水設備、衛生器具の更新で、この中で、トイレの洋式化についても進めていく。後、すべての教室への空調設備の新設、現在の単独浄化槽を合併浄化槽にやり替えるということが主なもの。一方、この工事等が終わると、西中学校の体育館の方も古くなっているので、その分についても解消するという計画にしておき、既に入札を終えて実施設計に入っている。この実施設計に基づいて令和3年度8月には工事の入札を行い、9月から2月末までの予定で体育館の改修を進める予定。体育館改修の概要については、屋根の張りかえ、内外装の改修、多目的トイレの設置や洋式化ということが主なもの。

※質疑なく終了。

●所管事項の報告を終了し、その他の報告に移った。

—小休—

山本企画広報課副参事から「四万十市文化複合施設の整備について」報告

—正会—

●渡辺健康推進課長から先の「令和2年度脳ドック検診費用助成事業について」の追加答弁

【答弁：渡辺健康推進課長】

白木委員から質疑があった脳ドックの複数回受診については、現在担当が整理をしているので、後で紙ベースで委員の方々にお渡しをしたい。

委員長から質疑があった脳ドック検診の旅費の件について、あの後すぐ、財政課長と話をさせていただいた。現状としては、例えば医療にかかる場合、幡多で医療が整わずに高知へ行ったりする場合もあるが、そういう場合にも旅費的なものはなかなか出せていないというのが現状。実際、高知市内の方に検診に行っている方もいらっしゃる。その方はご自身で希望されて高知市に行っていると思うが、そういう方にも旅費が出せていない状況である。また脳ドック検診については、幡多では四万十市だけが実施しており、脳ドック検診費用の全体の額としては2万6,900円に対して、本人負担が8,100円で、医療と同等の3割程度を負担額とし、1人当たり1万8,800円は、行政の方が負担をしているという状況もある。ご提案いただいたが、自身の健康状態の把握ということで、旅費については受診者での負担としてお願いをしたいということで、今回、市民病院でできなくなったという時に通知をさせていただくが、例えばその脳由来の不調、頭痛があったりということがあった場合には、必ず医療機関を受診するようにという注意書きも添え、また、脳ドック検診が受けられる医療機関もあわせて周知をしたいと考えているのでぜひご理解をお願いしたい。

※質疑なく終了。

—小休—

事務局から9月定例会の日程調整について報告

—正会—

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。